

総社市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第34号

総社市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

総社市建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（平成17年総社市規則第152号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(開催の通知及び公告) 第3条 市長は、意見の聴取を実施しようとするときは、実施日の2日前までに意見の聴取実施通知書（様式第2号）により、請求者又は法第46条第1項及び法第48条第15項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有する者若しくは法第72条第1項（法第74条第2項及び法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による関係人（以下「被意見聴取者」という。）に通知するとともに、その旨を公告するものとする。</p>	<p>(開催の通知及び公告) 第3条 市長は、意見の聴取を実施しようとするときは、実施日の2日前までに意見の聴取実施通知書（様式第2号）により、請求者又は法第46条第1項及び法第48条第13項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係を有する者若しくは法第72条第1項（法第74条第2項及び法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定による関係人（以下「被意見聴取者」という。）に通知するとともに、その旨を公告するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。